



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 8 2 6 号 令和 7 年 5 月 1 3 日発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
2 7 5	道路の区域を変更する件	高規格道路課
2 7 6	道路の供用を開始する件	同
2 7 7	徳島県都市計画公聴会規則による公聴会を開催する件	都市計画課 まちづくり室

【公安委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6	少年指導委員を委嘱した件	

徳島県告示第二百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

271		整理 番号	路線名	区 間		新旧 の別	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）
栗山殿野				同	三好市山城町栗山字とどろ同所一九〇番一地先	旧	二四・五〽三三・五	一一・二
						新	二七・五〽三七・八	一一・二

徳島県告示第二百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年五月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年五月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
271	栗山殿野	三好市山城町栗山字とどろ同 所一九〇番一地先	一一・二	令和七年五月十三日

徳島県告示第二百七十七号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和七年五月十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 日時 令和七年六月五日（木曜日）午後二時から

二 場所 海部郡海陽町大里字上中須一二八番地 海陽町役場海南庁舎

三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年五月三十日（金曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

都市計画の種類及び名称	主 な 変 更 内 容
牟岐都市計画道路一・五・一号 牟岐海陽線	海部郡海陽町多良、高園、野江、穴喰浦、中山、久保及び日比原で区域を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び高規格道路課並びに海陽町建設防災課

2 縦覧期間

令和七年五月十三日（火曜日）から同月二十七日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。

2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八一六二一一二五六三）へすること。

徳島県公安委員会告示第 6 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 3 8 条第 1 項の規定により次のとおり少年指導委員を委嘱したので，少年指導委員規則（昭和 6 0 年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
犬 伏 賢 治	徳島中央警察署生活安全課 電話 088-624-0110(代表)	徳島市の 東富田、西富田、新町、昭和、 渭東、渭北、津田、八万、沖洲 地区
多 可 義 郎		
瀬 部 浩 史		
西 田 浩 造		
三 木 隆 司		
板 東 秀 夫		
北 野 敏 之		
石 原 昌 明		
辻 好 史	徳島名西警察署生活安全課 電話 088-632-0110(代表)	徳島市の 佐古、加茂、加茂名 地区
藤 田 誠 来		
遠 藤 恭 司		
傳 藤 一	徳島板野警察署生活安全課 電話 088-698-0110(代表)	徳島市の 川内町、応神町 板野郡
賀 治 隆 志		
郡 正 志	鳴門警察署生活安全課 電話 088-685-0110(代表)	鳴門市の 撫養町
朝 田 勝 也		
圃 山 登	小松島警察署生活安全課 電話 0885-32-0110(代表)	小松島市の 中田町、小松島町、南小松島町、 松島町、横須町、赤石町、大林町
尾 山 功 一		
敦 賀 晋 平	阿南警察署生活安全課 電話 0884-22-0110(代表)	阿南市の 富岡町
中 濱 雅 弘		
橋 本 厚 利	阿波吉野川警察署生活安全課 電話 0883-25-6110(代表)	吉野川市の 鴨島町
筒 井 克 彦		
大 泉 真 二 郎	三好警察署生活安全課 電話 0883-72-0110(代表)	三好市の 池田町 三好郡の 東みよし町
笹 田 俊 彦		

備考 活動区域欄の徳島市の地区とは、徳島市の地区の名称及び区域を定める規則（平成 8 年徳島市規則第 1 号）第 2 条に規定する地区の名称及び区域とする。